

令和8年度

西岡公園・西岡中央公園
事業計画書

公益財団法人札幌市公園緑化協会

札幌市中央区北1条東1丁目6番16 ニューワンビル4階

電話 211-2579
ファックス 211-2577

1 基本方針・事業目標

1) 西岡公園・西岡中央公園 管理運営方針

公益財団法人札幌市公園緑化協会（以下、「当協会」といいます。）では、西岡公園及び西岡中央公園（以下、「当公園」といいます。）の特徴を最大限に生かして、魅力ある公園として多くの市民にご利用いただくため、当協会の《理念》と《運営方針》に掲げる「5つのK」を基とした次の『基本方針』と、西岡公園を『水と緑に恵まれた多様な生物の生育・生息地』『環境学習の活動拠点』、また西岡中央公園を『多様な利用・年齢層が集う地域の公園』と位置づけて取り組むための3つの方針とを合わせて、次ページ以降のとおり基本方針として掲げます。



公益財団法人札幌市公園緑化協会の理念と運営方針

《理念》

私たちは、札幌市民との相互信頼のもと、みどりを通じた心豊かな持続可能なまちづくりの実現と、みどり豊かな札幌の次代への継承に貢献します。

《運営方針》

上記理念の達成のため、次の5つの方針を柱とし、指定管理者として公園の価値を高めることに日々努め市民の満足度向上につなげます。

公園の価値を高める「5つのK」

公平

公園・施設でのサービスの提供においては、平等・公平を最優先して、単なるサービスに留まらず、誰に対しても思いやりと感謝にあふれた真のホスピタリティを目指します。

公開

社会情勢の変化や市民のニーズに対して迅速で的確な対応をとり、校正で透明性のある、開かれた公園・施設の運営に努めます。

効率

長年の公園・施設管理において培った実績・ノウハウを基に、長期的な視点と即対応の視点の両面から、公園・施設の効率的・効果的な管理運営を行い、経費の削減と安定した質の高いサービスを実現します。

協働

ボランティア等の市民協働による公園・施設管理を推進するほか、ファン、リピーターを増やす取組により、公園・施設を核として地域の人や資源のつながりを創り出すことで、地域の活性化に貢献します。

環境

環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷低減や生物多様性保全への取組を維持・向上させ、市民の財産であるみどりを次代へ継承します。

管理運営の基本方針

1. 平等・公平な利用の機会を確保し、公共の福祉増進の場としての利用効果を高めます。
2. 関係法令・条例等を遵守し、利用者や市民の声の反映に努め、開かれた管理運営による安全で安心、快適な利用環境を提供します。
3. 資源・施設の長寿命化を念頭に置き、効率的な管理運営による経費削減を図り、安定した質の高いサービスを提供します。
4. コミュニティ活動の拠点の一つと位置付け、市民や関係諸団体・機関との連携・協働を推進し、資源の積極的な活用を図り、活動の場としての魅力を高めます。
5. 都市における多様な環境圧の下、みどりの保全と環境負荷の低減を目指します。

西岡公園・西岡中央公園の管理運営における基本方針

1. 森林、水系、湿原を有し、多様性に富む西岡公園の自然環境の価値を高めます。公園の利用と自然の保全のバランスを保ちながら、西岡公園の自然を市民の貴重な財産として後世に継承していくことに重点を置いて管理運営を行います。
2. 西岡公園を環境学習の活動拠点とするために専門職員を配置し、市民と自然をつなぐ架け橋となり、西岡公園の魅力を多くの市民に伝え、市民の生涯学習や憩いの場所としての利用価値を高めます。
3. 地区公園として園内に豊かな林地を持つ西岡中央公園については、公園の特徴を生かし、自然観察、スポーツ利用、健康増進、憩いの場所として、市民が活動しやすい環境づくりを目指した管理運営を行います。

2) 事業目標

当公園の管理運営に当たっては、前述の特徴を踏まえ、当協会の基本方針を基に次の 4 つの事業目標を立て、その達成のために各種の事業に取り組みます。

事業目標 1 生物多様性保全への寄与

- ① 緑と水が豊かで、多種多様な生物が生息する西岡公園において、専門スタッフボランティアによる動植物の生息調査を行い、希少生物を含めた生物多様性の保全や環境教育等に役立てます。
- ② 生物多様性保全活動を行っている団体や教育機関との連携・支援に努めます。
- ③ 生物多様性に配慮した緑地の維持管理マニュアルを作成し、適切な管理に生かします。
- ④ 地域協働による生物多様性の保全活動やガイドツアーなどを開催し、地域の人と自然を長期的につなげるよう努めます。

事業目標 2 自然と歴史の情報発信

- ① 自然にふれあいながら身近にある自然や生態系について学ぶイベントを実施します。
- ② 取水塔や水源池の歴史的背景を含めた公園の成り立ちを通じて、自然環境や文化財の魅力を発信します。
- ③ 展示室では、季節に応じた動植物の生体展示のほか展示物に直接触れることができるハンズオン展示なども行い、外来生物についての分かりやすい展示解説をすることで、生物相の紹介と公園利用時のマナーを啓発し、自然環境の保全に努めます。
- ④ 西岡公園の公式ホームページを活用し、公園の自然情報をリアルタイムに提供していきます。

事業目標3 地域や市民、専門家、行政との連携による公園管理

- ① ボランティアコーディネーターを配置して、看板作りや植物調査、花壇管理など、公園管理に関わるボランティア活動の場を継続的に提供・サポートし、市民協働による公園管理を推進し、地域の活性化につなげます。
- ② 公園管理の重要課題については、公園の利活用や保全方法を検討する市民意見交換会（西岡自然パネル等）において、市民やボランティア、専門家、行政等と共に検討し、連携して対応していきます。
- ③ 強風時の風倒木や、水源池・月寒川の増水、ヒグマの出没など、園内及び周辺で想定される様々な危険への対応として、関係機関との連携体制により、利用者への迅速な周知と安全対策を実施します。
- ④ 西岡中央公園のパークゴルフ場や多目的広場については、維持管理に関わるボランティア団体とともに、利用者の要望を取り入れ、快く健康の増進を図れるように努めます。

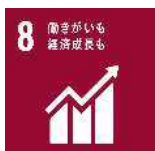
事業目標4 効率的な維持管理による施設の長寿命化と環境負荷の低減

- ① 計画的な予防保全や事後保全を組み合わせ、施設・設備のライフサイクルコストを縮減するとともに、公園施設の長寿命化を図ります。
- ② 当協会の環境マネジメントシステムに基づき、豊かな自然を有する当公園において、環境負荷を低減する管理運営に努めます。
- ③ 多様な生物が生育・生息しているため、これらの保護を優先し、化学農薬は使用しません。
- ④ 園内で発生する植物残渣の堆肥化や剪定枝のチップ化など、植物リサイクルに積極的に取り組むことや、風倒木、枯損木をクラフト教室等での材料として再利用することで環境への負荷を低減します。

3) 持続可能な社会の実現に向けた取り組み

当協会は「持続可能な2030年までの開発目標（SDGs）」に賛同し、将来にわたって、誰もがやすらぎや生きる喜びを感じられる場所を提供できるよう、公園を安全・快適に保ち、環境保全や健康・福祉等の取組を積極的に実施します。

当協会の SDGs への主要なアクション

 適切な公園管理 みどり豊かな都市づくり ・計画に基づく公園管理 ・災害対応 ・人や環境にやさしい植物管理 ・レクリエーションや交流の場の提供 ・人と人、人と緑のつながりづくり ・ボランティアとの協働 等 	 誰もが 利用しやすい 環境づくり ・平等利用の確保 ・バリアフリー対応 ・多言語対応 ・接遇研修 等 	 環境保全 環境教育 ・希少植物の保護 ・観察会 ・環境展示 ・子どもたちやボランティアによる調査 ・小学校等の実習受入 ・侵略的外来種防除 等 
 気候変動対策 ・電気使用量の削減 ・冷暖房の節約 ・エコドライブ ・産業廃棄物の適正な処理 ・フロン類の適正使用 ・ボイラーの適正管理 ・グリーン購入 ・雪の利活用 ・雨水浸透型花壇 等 	 資源の有効利用 ・植物リサイクル（堆肥、チップ、クラフト素材） ・廃食油回収 ・機械等の長期利用 等	 働きやすい 環境づくり ・ハラスメント防止 ・安定雇用 ・子育て支援 ・女性の活躍 ・研修助成制度 等 

個別の取り組みについては、1（2）平等利用の確保に向けた考え方と取組（P.5）、1（3）地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方（P.8）、3（1）維持管理業務計画（P.57）、4事業の計画及び実施に関する取組（P.8583）、5利用者サービス等に関する取組（P.94）に詳記します。

（２）平等利用の確保に向けた考え方と取組

すべての利用者に対して公平・平等・公正なサービスを提供することは、公共施設である公園の管理運営において最も重要な基本事項であると当協会では考えます。

当協会では、当公園において平等な利用機会を確保するため、次のとおり方針を定め取り組めます。

１）平等利用確保の方針

当協会は、公の施設の利用について規定した、地方自治法第 244 条第 2 項（正当な理由なく利用を拒んではならない）、及び第 3 項（利用に際して不当な差別的取扱いをしてはならない）を遵守し、年齢や障がい、性別、主義・主張、思想・信条、民族や言語、社会的地位の違い、その他不当な理由によって公園の平等利用が妨げられることのないよう、全スタッフに対する教育を徹底して、当公園の適切な管理運営を行います。

特に、配慮が必要な障がい者に対しては、障害者差別解消法の趣旨に則り、公園・施設において不当な差別的取扱いをすることのないよう、また、施設等の利用の際の要望・申し出に進んで対応し、合理的配慮を行うことで「困りごと」の解消に努め、共生社会の実現に寄与します。

【統括責任者の役割】

統括責任者は、平等利用確保の確認を行う責任者とし、利用者に対し使用許可及び接遇並びにイベント等の広報を含めた情報発信について平等に実施されていることを確認し、これに反する事案を発見した場合は、速やかに改善を図り、札幌市と当協会事務局に報告します。

２）平等利用確保の取組項目

■ スタッフへの教育指導の徹底

当協会では、当公園における平等利用の確保のため、接遇・サービス研修、バリアフリー講習をスタッフに受講させます。公園という公共の場において、「思いやりと感謝の気持ちで等しく利用者に接する」というスタッフの基本的な心構えを学び、想定される様々な状況への対応について習得し、平等利用の確保を図ります。

また、特定の個人・団体に対する不当な利用拒否・利用制限などの差別的取扱いや、逆に便宜を図る等の特別取扱いや優遇など、対応に注意を要する具体的事例をミーティング等において公園スタッフで学び、レベルアップに努めます。

■ 不当な差別的取扱いに該当するおそれのある行為等

障がいがあることを理由に施設の利用等サービスを拒否する行為を想定します。これらの行為等を発生させないように組織として対応する取組として、職員に対して、障害福祉サービス事業者によるバリアフリー講習会や座学研修を実施します。

その他の具体的取組

利用者が可能な限り同じサービスを受けられるように、公園管理の質を一定水準に保つとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点も意識して業務に取り組みます。

① 配慮が求められる方々に対する利用環境の整備

- a 管理事務所に配備している車いすについて、貸し出し時に不具合のないよう、適切な点検整備に努め、気軽にご利用いただけるよう、貸出情報を公式ホームページや園内掲示でお知らせします。
- b 子育て中の方々が快適に利用できるよう、管理事務所でミルク用のお湯を提供します。また、授乳室の利用案内に努めます。
- c 会話によるコミュニケーションが困難な状況に備えて、筆談、コミュニケーションボード等による利用案内に努めます。
- d 園内の案内表示等は、分かりやすいピクトグラムやユニバーサルデザイン、ユニバーサルカラーデザインの導入、バリアフリー情報を含むマップの提供などにより、誰もが利用しやすい公園環境の創出・維持に努めます。
- e 海外からの利用者の利便に配慮して、外国語の園内サインの充実に努めます。また、多言語版の公園リーフレットを提供します。
- f アンケート収集では幅広い年齢層を対象に、子どもの意見も積極的にくみ上げ、公園利用に反映させていきます。
- g スタッフのネームプレートはひらがなで大きく表記し、小さな子どもでも名前が確認できるようにします。

② 有料施設における平等利用の確保

- a 「札幌市公共施設予約情報システム」及び「有料施設の優先使用に係る取扱要領」の確実な理解により、公平かつ円滑な利用者対応に努めます。
- b 準備・後片付けの時間を含めて利用時間を守っていただくよう、利用者に周知を図ります。
- c 有料施設を適時巡回し、不正利用の排除に努めます。

③ 利用環境の継続的改善と適切な情報提供

- a 園路の不陸や段差などは、日常の巡回点検によりいち早く把握し、迅速に復旧・改善を行い、公園利用の安全と平等な利用環境の確保に努めます。
- b 故障や修繕により施設等が利用できない場合は、復旧時期（時刻）や代替利用など必要な情報案内に努めます。
- c 公園利用届等の情報に基づいて管理作業のスケジュールを調整するとともに、利用者が過度に集中しないよう、利用日時の調整を図ります。
- d 公式ホームページを活用し、公園利用の基本情報のほか、四季折々の景観や樹木・草花の情報、園内で実施するイベント・プログラムの情報など、利用者のニーズに的確に答える情報を分かりやすく提供します。

- e インターネットを利用されない方に不公平感が生じないように、従来の「広報さっぽろ」へのイベント情報掲載の代替となる、地デジ・アプリによるイベント情報発信や、札幌市が毎月発行する冊子「イベント情報はこちらでチェック 札幌市からのお知らせ」を活用するほか、マスメディアやフリーペーパー等への情報提供、園内掲示、ニュースレターなど、様々な媒体による情報提供に努めます。

④ イベントや自主事業等における平等利用の確保

- a 講習会等の参加受付においては、原則として先着順で受付を行います。事前に幅広く情報提供を行うなど、不公平とならないように対応します。
- b イベントなど、通常とは異なる公園利用の際には、一般の利用者に不都合や不利益が生じないように、事前にイベント内容を周知するとともに、当日の対応等を適切に実施します。

⑤ 利用者の声の適切な反映やマナー啓発等の取組

- a 公園・施設の利用に関する苦情や改善等の要望を受けたときは、その内容を記録・整理し、利用環境の改善に役立てます。また、これら苦情や要望の申し立てによって差別や取扱いの差異が生じないように、適切な対応に努めます。
- b 誰もが気持ち良く公園・施設を利用できるよう、利用者のマナー向上に取り組みます。具体的な取組内容は、本計画書「4（2）マナー啓発に関する業務と実施計画」（P.90）に記載しています。

（３）地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方

人類の活動が原因となり進行している地球温暖化は、一朝一夕には解決できない大きな問題ですが、地球上のすべての人、とりわけ大きな影響を及ぼしてきた先進国の人々は、温暖化がもたらす様々な影響について意識し、その防止に向けて一人ひとりができることに取り組む責務があります。

札幌市では平成 20 年に「環境首都・札幌」宣言を世界に向けて発信し、平成 30 年には「第 2 次札幌市環境基本計画」を策定し、2050 年に向けた札幌市の環境の将来像として、『次世代の子どもたちが笑顔で暮らせる持続可能な都市「環境首都・SAPPORO」』を掲げています。

また、令和 2 年 2 月には、「ゼロカーボン都市」達成に向けた宣言、令和 3 年 3 月には、「札幌市気候変動対策行動計画」を策定するとともに、「札幌市気候非常事態宣言」を発し、持続可能な脱炭素社会の構築に向け、気候変動対策への取組強化を呼びかけています。

今後は生物多様性の保全や、資源・エネルギーの有効活用などの要素に加え、市民の意識や取組をより一層高め、市民協働による「持続可能なまちづくり」を推進することが特に求められています。

当協会では、平成 17 年度に環境マネジメントシステム（以下、「EMS」と略します。）を構築して運用を開始し、平成 18 年 3 月に ISO14001 の認証を取得しました。

そして、平成 25 年 5 月には ISO14001 から切り替えて、北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）〔ステップ 1〕の認証を取得し、自主性・効率性を重視した環境活動の取組をしてきました。

令和 6 年度からは今までの経験を活用し、北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）〔ステップ 1〕を返上し、当協会独自の EMS を実施することとしました。

当協会は、市民の財産である公園の管理において、市民の「環境に対する厳しい目」に応えていくとともに、公園利用を通じて、市民に環境について考え、学び、行動する機会を提供する必要があると考えます。

当公園の管理運営においても、当協会が運用する EMS に基づいて、環境への配慮に積極的に取り組みます。

1）取組についての基本的な考え方

当公園及び周辺地域は緑豊かな環境を有することから、これら環境の保全・啓発は公園管理において重要であり、徹底した環境配慮の意識を持って管理に当たる必要があると考えます。

当協会では、環境に配慮した公園管理の実施において、次ページに示す「公益財団法人札幌市公園当協会環境方針」をその基本的な考えとしています。

公益財団法人札幌市公園緑化協会 環境方針

基本理念

「緑」に象徴される植物は、長い年月をかけて大気に酸素を供給するとともに食物連鎖の基盤として、多様な生命の営みを支えてきました。私たちが生活を営む人間社会も、この「緑」を抜きには成り立ちません。

人間社会は、特に 20 世紀後半以降の科学技術の急速な進歩によって、非常に便利で豊かになりました。しかし、人口の増加や経済活動の拡大などによって、化石燃料などの地球資源は急速に消費され、その過程で発生する二酸化炭素や各種の有害な廃棄物などが増加しました。その結果、地球温暖化、大気汚染、海洋汚染、生物種の減少・絶滅など、地球規模の環境破壊が急激な速度で進行しています。

私たちは、現在の豊かな生活を無条件には享受できない状況に置かれています。私たち人間が生きて生活する地球の環境を守り、次の世代に引き継ぐ責務を負っていることを一人ひとりが自覚して行動する必要があります。

【公益財団法人札幌市公園緑化協会】は、公園緑地の良好な管理運営と都市緑化の普及啓発を図ることによって、市民に快適な生活環境を提供するための事業を推進します。同時に、私たちは市民とともに、「緑」の創出・保全を図ることで地球環境の改善に最大限努力します。

この取組みを適切に維持するために、当協会では環境マネジメントシステムを構築し、運用します。

基本方針

「緑」を通じた快適な生活環境づくりと地球環境の保全に寄与するため、次の方針に基づき、日々の事業活動に取り組みます。

1 環境経営の推進

地球環境への影響低減・環境保全への取組みが、当協会の事業目的の達成にも資することを目指した「環境経営」を推進するため、環境マネジメントシステムを活用します。

2 環境パフォーマンスの継続的改善

環境目的・目標を定め、その達成に向けて努力するとともに、定期的な検証と見直しを行うことにより、環境パフォーマンスを向上させるための継続的な改善を図ります。

3 環境意識の啓発

当協会の事業活動に関わる人々のほか、広く市民に対して地球環境の大切さを啓発し、環境保全に対する意識の向上、社会的合意形成の強化に貢献します。

4 環境の維持・改善

日常の事業活動においては特に、省資源・省エネルギー、廃棄物の削減及びリサイクルの推進等により、環境負荷の低減と生物多様性の保全に努めます。

5 環境に関する危機管理の徹底

突発的な事故や自然災害によって生じるおそれのある環境への悪影響について、予防措置を講じるとともに、被害を最小限に留めるための取組みに努め、環境汚染に対する危機管理を徹底します。

6 法律等の順守

地球環境保全に誠実に取り組む前提として、環境関連の法律・条例等を順守し、また当協会が同意する外部との環境に関わる取決め等についても、これを守ります。

この環境方針は、職員をはじめ当協会の事業活動に関わる全ての人に周知徹底するとともに、外部に公表します。

2025 年 4 月 1 日

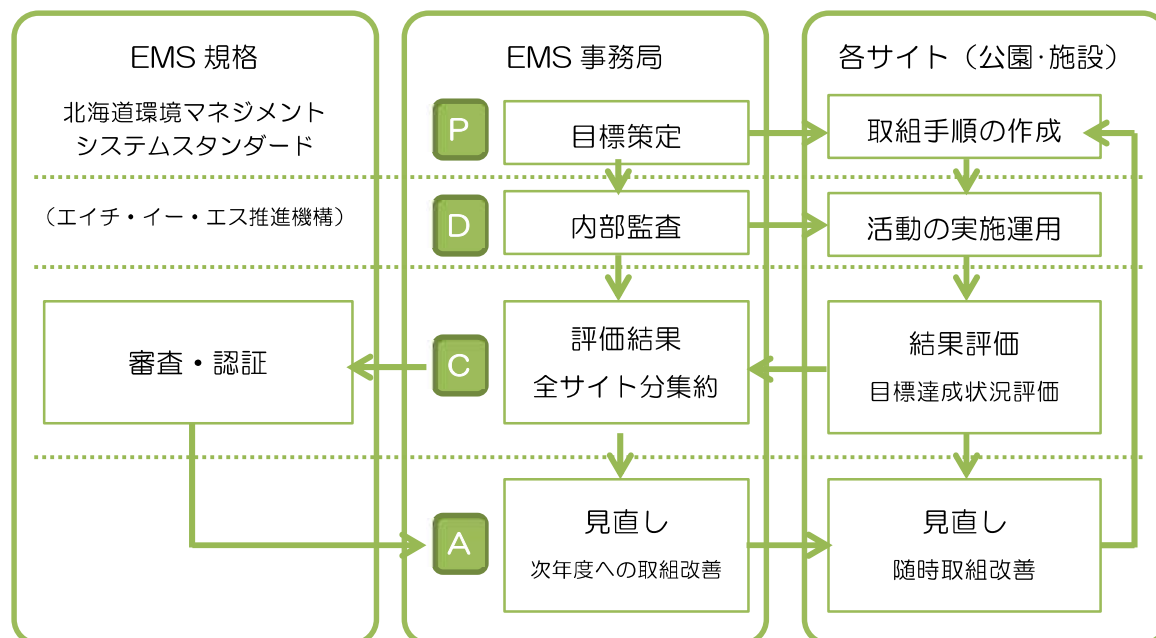
公益財団法人札幌市公園緑化協会

理事長 前田 明寿

2) 当協会におけるこれまでの取組・成果

当協会は、EMSにおいて毎年環境目標を設定し、全スタッフの教育・訓練を実施して環境活動に取り組んでいます。

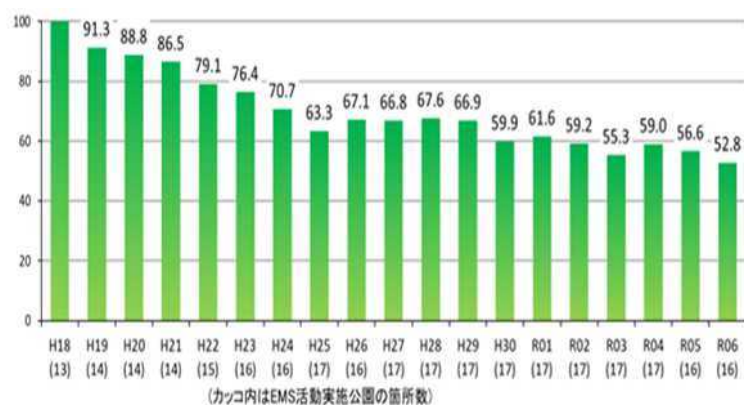
当協会EMSにおける環境目的・目標達成に向けた活動の流れ



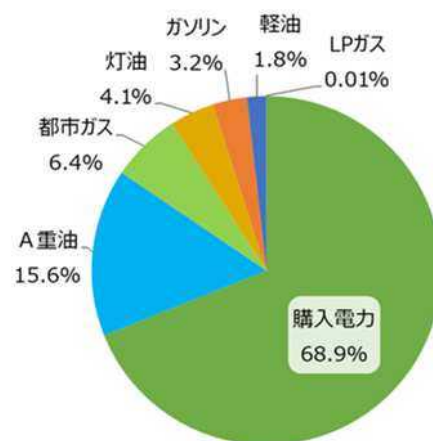
これまで様々な目標を設定して活動してきましたが、近年は、公園・施設の管理運営における市民協働の推進や、生物多様性保全等の事業内容に即した視点で独自の目標を設定し、効果的な環境活動を目指しています。当協会のEMSにおける平成18年度から現在までの目標は次のとおりです。

実施年度	当協会EMSの目的・目標
平成18-19	電気使用量削減、事務用品グリーン購入率向上、植物系廃棄物の再資源化 民有地緑化普及事業の利用増、一般廃棄物排出量削減、緑化講習会等の参加者増
平成20	電気使用量削減、事務用品グリーン購入率向上 民有地緑化普及事業の利用増、一般廃棄物排出量削減、緑化講習会等の参加者増
平成21-23	一般廃棄物排出量削減、緑化講習会等の参加者増、業務改善・新規事業等の提案 時間外勤務時間削減、食用廃油回収量増
平成24	OA用紙使用量削減、ボランティア活動延べ時間増加、特定外来生物の侵入軽減 食用廃油回収量増
平成25-27	電気使用量削減、ボランティア活動延べ時間増加、特定外来生物の侵入軽減 食用廃油回収量増
平成28-現在	電気使用量削減、残業時間削減（電気使用量削減、ワーク・ライフ・バランス推進） 特定外来生物の侵入軽減、食用廃油回収量増

EMSによる環境活動の中でも特に、エネルギー使用量の削減については、温室効果ガス発生の抑制や管理費用の節減にも直結することから、最優先の課題として取り組んできました。これまで、電気・燃料などの項目別に、各公園で個別に効果的な手順を策定して取り組み、測定結果に基づき常に改善を進めてきた結果、主要公園で指定管理者制度が始まった平成18年度との比較で、令和6年度には次のとおり47.2%の削減を達成しています。



緑化協会の管理公園・施設におけるエネルギー使用量の推移（平成18年度を100としたEMS活動実施公園・施設の平均値）



緑化協会のエネルギー使用量の項目別比率（令和6年度）

エネルギー使用量のうち、比率の最も高い電力については、電気使用量の抑制を継続してEMSの目的・目標に設定しており、細かな節電の積み重ねやLED照明への転換の推進、公園・施設利用に支障とならない範囲での照明・機器類の運用の見直しなどにより、削減に努めています。

化石燃料については、基本的な節約の取組以外にも、環境への負荷が少ないBDF（バイオ・ディーゼル・フューエル）混合燃料を使用し、川下公園リラックスプラザのボイラー燃料にはB10重油（BDF10%混用A重油）、百合が原公園リリートレインの燃料としてB5軽油（BDF5%混用軽油）を導入しています。

また、当協会が管理する主要公園・施設に使用済み食用油の回収ボックスを設置して、公園で使用している低環境負荷燃料の原料とすることで、市民がリサイクルの成果を実感し、環境保全意識を高めることにつなげています。

当協会は、環境に配慮した取組を自主的に行っている事業所として、平成20年8月に「さっぽろエコメンバー」レベル3に登録し、3年毎の更新を続け、現在に至っています。また、北海道が実施する北海道グリーン・Biz認定制度において「優良な取組」部門ランク3に登録し、同様に更新を続けています。



3) 生物多様性の保全に関わる取組

西岡公園は、森林に囲まれた豊かな水辺と湿地の環境が特有の風景を創出し、多くの動植物を育んでいます。これらの環境を将来にわたって保全していくため、当協会では園内の動植物や自然環境について、ボランティアや子ども達などとの市民協働により、継続的に調査・モニタリングをしてきました。その成果を含め、市民に西岡公園でみられる生態系や外来種等の問題について、体験学習やガイドウォーク等の開催、公式ホームページ・展示等による情報発信に努めてきました。

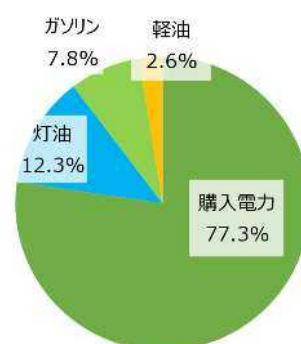
また、西岡公園でみられる外来生物による生態系のかく乱に対して、市民への普及啓発のほか、その影響の低減に取り組んできました。特に、特定外来生物オオハングソンソウについては、平成 23 年度から毎年、市民協働により駆除に取り組み、一定の成果が上がっています。

今後も、これらの市民協働を継続し、生物多様性保全に積極的に取り組んでいきます。

4) 当公園におけるこれまでのエネルギーに関する取組

当協会では、これまでの当公園の管理において、当協会の EMS に基づき、積極的に環境活動に取り組んできました。

当公園のエネルギー使用量の内訳については、電気が 77.3% を占めることから、特に電気使用量の節減に力を入れて取り組んでいます。



当公園におけるエネルギー使用量の
項目別比率（令和 6 年度）

5) 当公園における今後の取組

当年度、当協会が EMS で取り組んでいる目標は、次のとおりです。

当協会 EMS の環境目的・目標
・ 電気使用量の削減
・ ノー残業デーの超過勤務時間の削減
・ 特定外来生物の侵入軽減
・ 食用廃油の回収量増加（当公園以外の一部公園）

今後も当協会の EMS に基づく取組を継続するほか、自然豊かな当公園の特性に合わせて、単なる環境配慮にとどまらず、環境学習と関連させるなどの手法をとりながら、市民協働による活動や、生物多様性保全の普及啓発につなげるなどの取り組みを進めます。

その他、環境配慮に関連する具体的な取組として、当公園では次に示した項目について、スタッフ全員で取り組みます。また、スタッフから環境配慮のアイディア、工夫等の提案を募り、積極的に取り入れて改善に努めます。

① 物品やサービスの購入時の取組

項 目	具体的取組
グリーン購入	事務用品はグリーン購入法適合品を選択
長寿命の見込める商品の選択	長期的視点での機種選択 (耐久性、メンテナンスや部品交換の容易さ)
地域の産品や企業の積極的選択	地域振興への貢献、及びマイレージ(輸送に係る環境コスト)を小さくする考え方での選択

② 物品やサービスの使用時の取組

項 目	具体的取組
電力使用量の削減	エコスタイル(服装と温度設定)の実施 (夏季クールビズ) 屋内照明の積極的な消灯(不要箇所、外光利用) 就業時刻前、昼休みの消灯(管理スペース) OA 機器類の適切な節電設定 週 1 日ノー残業デーを設ける 照明器具の定期的清掃、LED 照明への転換 省エネ型自販機の選択導入 積雪期等の不要な園路灯の消灯
水の使用量の削減	手洗い蛇口、トイレ等の吐出量の調整
OA 用紙使用量の削減	両面コピーの徹底、裏面利用(メモ用紙等) 電子データ化・電子決裁の推進
化石燃料使用量の削減 (暖房、作業機械)	エコスタイルの実施(冬季ウォームビズ) ウォームシェアの推進 暖房器具の適正な運転、点検整備 作業機械の定期点検整備、作業時の出力調整
自動車燃料使用量の削減	環境性能に優れた車種の導入 アイドリングストップの励行 急発進、急加速、空ぶかしをしない タイヤ空気圧の点検・調整 経済速度の遵守 不要な荷物を積載したままにしない 自転車、公共交通機関の利用

③ 廃棄物に関する取組

項 目	具体的取組
ごみ排出量の削減	一般ごみと資源化ごみの分別徹底 自販機業者によるびん・缶・ペットボトル回収 利用者へのごみ持ち帰り協力の周知 ごみ発生量の少ない商品の選択 (簡易包装、繰り返し使用、詰替え等)
植物系廃棄物の再資源化、有効活用	管理等で発生した植物系廃棄物(剪定枝、間伐材)を チップ、堆肥等に再資源化 剪定枝、つる、木の実等を工作等の素材に利用

④ 生物多様性に関わる取組

項 目	具体的取組
在来種の保全	在来種の生息・分布状況調査 外来種の調査・駆除
生物多様性保全に関する教育普及	地域の自然、植生、生物等についての教育普及 外来種や餌付け等の問題に対する普及啓発
減農薬管理	木酢やフェロモントラップなどを活用した植物の 病虫害対策

6) 当公園・緑地における電力の調達を予定している小売電気事業者

当協会およびコンソーシアムで管理している公園の電力は、経費削減および一括管理を目的とし、電力を調達している小売電気事業者のうち1社は前年度の「環境配慮評価基準」を満たしていることから契約を継続し、主な高圧電力は北海道内企業1社から電力を調達します。

2 統括管理業務の実施内容

(1) 管理運営組織の確立

1) 責任者の配置及び組織の整備

当公園の管理運営体制

当協会は、指定管理者として、当公園に常駐するスタッフのほか、必要に応じて他公園スタッフの協力・サポートにより、適切な管理運営を実施しています。

今後の公園管理体制や連絡・情報共有等についても、これまで以上に強化・徹底すべく、次のとおり取り組みます。

① 連絡・情報共有の体制

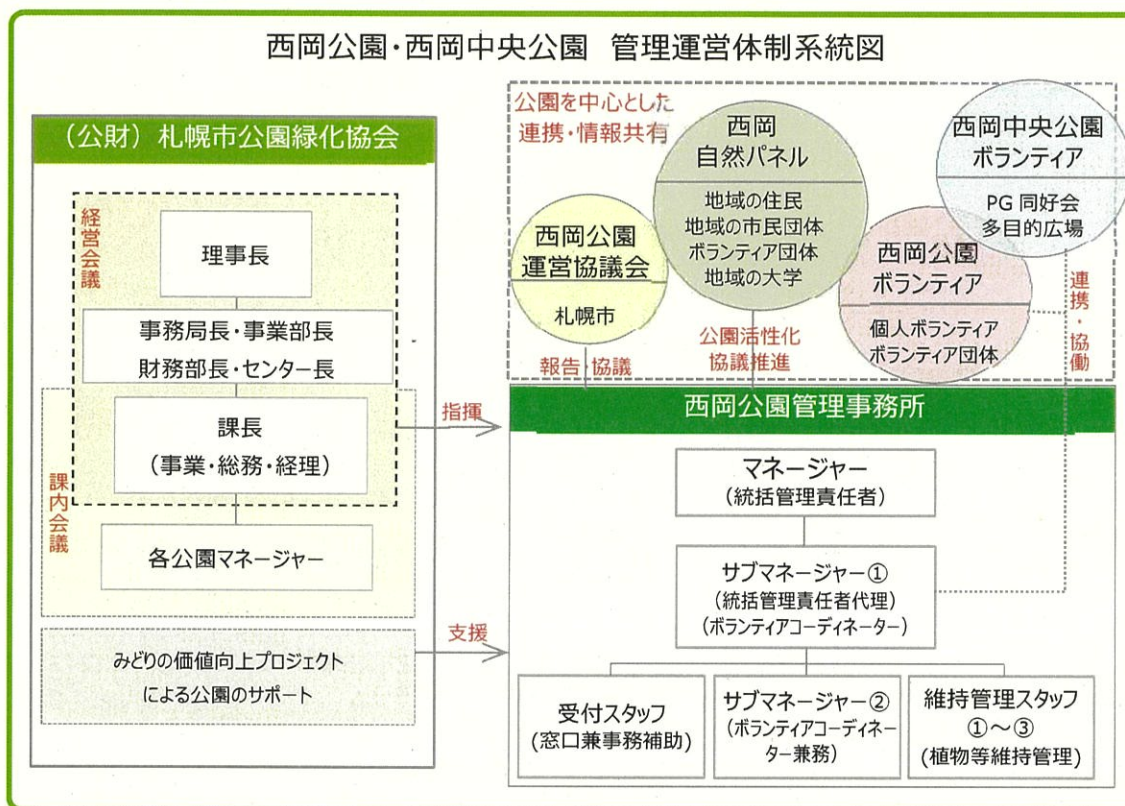
毎朝、配置スタッフ全員でミーティングを行い、作業や園内状況等の情報を共有し、これまで培ってきたノウハウを生かし業務に取り組みます。また、報告等が必要な内容は、マネージャーが集約し適切に処理します。

② 管理運営系統

当協会は指定管理者として、当公園配置スタッフのほか、知識・技術などを有する他公園のスタッフや事務局スタッフのサポートにより、公園の良好な管理運営にあたります。

また、業務や事業等の必要に応じて、当協会の組織横断的な事業推進体制である「みどりの価値向上プロジェクト」(P.19) がサポートします。

西岡公園・西岡中央公園 管理運営体制系統図



マネージャー（統括管理責任者）の配置

当公園の現場責任者であるマネージャー（統括管理責任者）には、公園管理運営経験が豊富で、植物栽培や公園管理に有効な資格を持った、当協会の正職員を配置します。また、マネージャー不在時に対応するためにサブマネージャー（統括管理責任者代理）を配置します。当公園のマネージャーには、次の資質を有する人材を配置します。

- ・市民や利用者の立場に立った管理運営と企画立案ができること
- ・リーダーシップを発揮し、よりよい組織づくりと人づくりができること
- ・経営感覚を持って公園を管理運営できること

マネージャーは、公園における各種事業の企画立案及び実施、札幌市との協議・調整、対外的な調整など業務全体を統括し、責任を持って一元的に対応します。また、マネージャーは公園の全スタッフを指揮し、管理運営を円滑に行います。

統括管理責任者の経歴と資格

統括管理責任者	実務経験年数	資格
マネージャー	公園管理経験 16 年以上	公園管理運営士 1 級造園施工管理技士 二級造園技能士 2 級ビオトープ管理士（施工/計画） 自然再生士 上級体育施設管理士

管理体制

当協会は、次の管理体制及び指揮系統により当公園を管理運営します。

① 業務執行機関及び業務指揮

当協会は、評議員会を意思決定機関、理事会を業務執行機関とし、代表である理事長は業務執行の最高責任者として当協会全体を統括指揮します。

事務局長は、事務及び業務を統括的に指揮監督します。部長は、経営・事業戦略や方針の決定など、円滑な事業を推進します。公園・施設の管理運営執行責任者である課長は、公園・施設のマネージャーとスタッフあるいは事務局のスタッフを指揮して、業務を円滑に執行します。

② 経営会議及び営業会議

理事長、事務局長、財務部長、事業部長、センター長、課長等によって構成する経営会議は、事業の円滑な執行を検証し、緑化協会全体を指揮監督します。

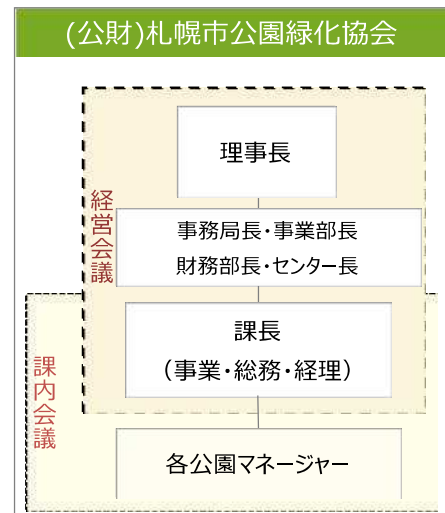
経営会議の下に、各課長が経営会議と各担当公園・施設のマネージャーと情報の集約・共有の役割を果たす形で課内会議を行い、各現場の円滑な業務執行を図ります。

③ 事務局

事務局には、事務局長、事業部長、財務部長、経理課、総務課、事業推進課スタッフが常勤し、内部や外部との連絡調整を行うほか、公園の管理運営に関わる庶務・経理や、公益事業・収益事業に対応する係を設置し、法人の中核管理機能を果たします。

この体制・指揮系統により、法令遵守、各種サービスの向上、利用者の平等・公平性の確保、安全・安心と快適性の確保、業務の簡素化・効率化などについて組織的に取り組み、公益法人として適正な組織運営を徹底します。

また、業務に必要な資格や知識、技術を有する事務局スタッフは、必要に応じて実施事業ごとに公園に勤務し、よりクオリティの高い運営をサポートします。



業務分担の内訳

当公園の管理運営においては、スタッフが次の職務分担表のとおり各業務を担当し、円滑かつ効率的に業務を執行します。

また、大規模なイベントの開催など人員が不足する場合や、当公園スタッフには対応が困難な専門的視点や技術等が要求される事業等を実施する場合には、事務局や他公園からの応援スタッフがサポートします。

西岡公園・西岡中央公園 職務分担表（4月～11月）

職 名	担当業務内容
マネージャー （統括管理責任者）	【統括管理責任者】 総合的マネジメントの遂行、コンプライアンスの確保 公園利用者への平等・公平な管理運営、公園施設の保全と安全管理 ホスピタリティ向上に向けた取組、効率的・効果的な公園管理運営 その他公園に係るマネジメント全般及び平等利用確保確認の責任者
サブマネージャー① （統括管理責任者代理） ボランティアコーディネーター兼務	【統括管理責任者代理】 マネージャー不在時の必要業務対応者、公園維持管理作業指揮監督 ボランティアとの協議・調整、施設設備安全管理監督 委託業務の調整・管理、事故・災害時の対応・処置 公園利用者対応、利用案内・サービス、有料施設受付 苦情・要望対応 広報・催事の運営補助、自主事業等企画・運営補助 報告書作成補助、現金・金券取扱 その他公園の利用者サービスに係る作業
サブマネージャー② （統括管理責任者代理） ボランティアコーディネーター兼務	【統括管理責任者代理】 マネージャー不在時の必要業務対応者、ボランティアとの連絡調整 広報・催事の運営、自主事業等企画・運営
管理事務所受付スタッフ	公園利用者対応、利用案内・サービス、苦情・要望対応 広報・催事の運営補助、自主事業等企画・運営補助 報告書作成補助、現金・金券取扱 その他公園の利用者サービスに係る作業
公園維持管理スタッフ①②③	園地の植物維持管理作業、設備等安全管理・維持・保全作業 公園利用者対応、利用案内・サービス、園内巡回・清掃 苦情・要望対応 その他公園の維持管理に係る作業

西岡公園・西岡中央公園 職務分担表（12月～3月）

職 名	担当業務内容
マネージャー （統括管理責任者）	【統括管理責任者】 総合的マネジメントの遂行、コンプライアンスの確保 公園利用者への平等・公平な管理運営、公園施設の保全と安全管理 ホスピタリティ向上に向けた取組、効率的・効果的な公園管理運営 その他公園に係るマネジメント全般及び平等利用確保確認の責任者
サブマネージャー① （統括管理責任者代理） ボランティアコーディネーター兼務	【統括管理責任者代理】 マネージャー不在時の必要業務対応者、公園維持管理作業指揮監督 ボランティアとの協議・調整、施設設備安全管理監督 委託業務の調整・管理、事故・災害時の対応・処置 公園利用者対応、利用案内・サービス、苦情・要望対応 広報・催事の運営補助、自主事業等企画・運営補助 報告書作成補助、現金・金券取扱 その他公園の利用者サービスに係る作業
サブマネージャー② （統括管理責任者代理） ボランティアコーディネーター兼務	【統括管理責任者代理】 マネージャー不在時の必要業務対応者、ボランティアとの連絡調整 広報・催事の運営、自主事業等企画・運営
公園維持管理スタッフ①	園地の植物維持管理作業、設備等安全管理・維持・保全作業 公園利用者対応、利用案内・サービス、園内巡回・清掃 苦情・要望対応、除雪作業 その他公園の維持管理に係る作業

西岡公園・西岡中央公園 指揮・支援等職務分担表		
指揮・支援等 緑化協会 スタッフ	担当課長 (緑化協会事務局勤務)	【公園管理運営執行責任者】 公園管理運営・事業推進の総括、札幌市との連絡・事業調整 公園管理・植物管理の指揮・指導、その他総合的なマネジメント
	事業課スタッフ	公園施設間の事業調整、自主事業・契約等、札幌市との調整 都市緑化基金等
	総務課スタッフ	庶務、人事、給与、文書、規定、研修、福利厚生
	経理課スタッフ	経理、財産管理、予算・決算、情報セキュリティ
	「みどりの価値向上 プロジェクト」チーム	公園管理実務経験者の横断的なプロジェクトチームによる 公園の課題解決・価値や魅力の向上

職責及び担当等の明示

公園に勤務するスタッフの責任と担当等を明らかにするため、管理事務所に名前（名字のみ）、職責、担当業務等を記載した配置図を掲示します。また、全員が統一様式のネームプレート（ひらがな名字を記載）を着用し、スタッフ一人ひとりが自覚と責任をもって業務に当たります。

これら配置図、ネームプレートには、近年の社会情勢を踏まえてフルネームは記載せず、スタッフの安全とプライバシーの保護にも配慮します。

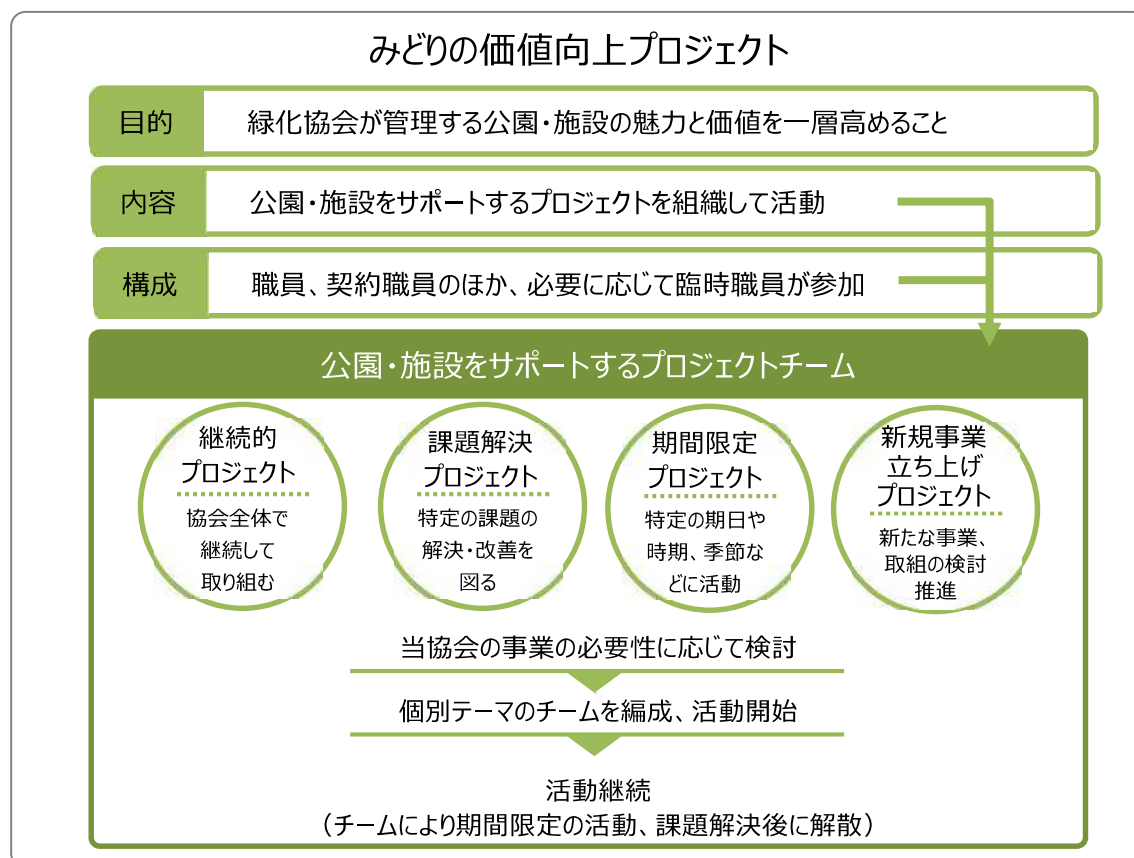
当協会独自の横断的事業推進体制「みどりの価値向上プロジェクト」

当協会では、勤務する公園・施設や担当範囲を超えた横断的事業推進体制である「みどりの価値向上プロジェクト」を構築しています。全公園・施設に関わる継続的な課題や期間限定の課題を、それぞれのテーマごとにメンバーを募ってチームを結成し活動に取り組んでいます。これらのプロジェクトチームの活動により、両公園を含めた各公園・施設の管理運営を効果的にサポートしています。

プロジェクトの活動事例

「外あそび」チーム

公園を活用した子どもの外遊びの推進とその指導者の養成を目的として、平成 28 年度から毎年度継続して、多世代向け外遊びイベントや指導者養成講座を開催しています。また、冬や雪の外遊びをテーマとした公園のイベントにも参加しています。



有資格者と技術等の共有・活用

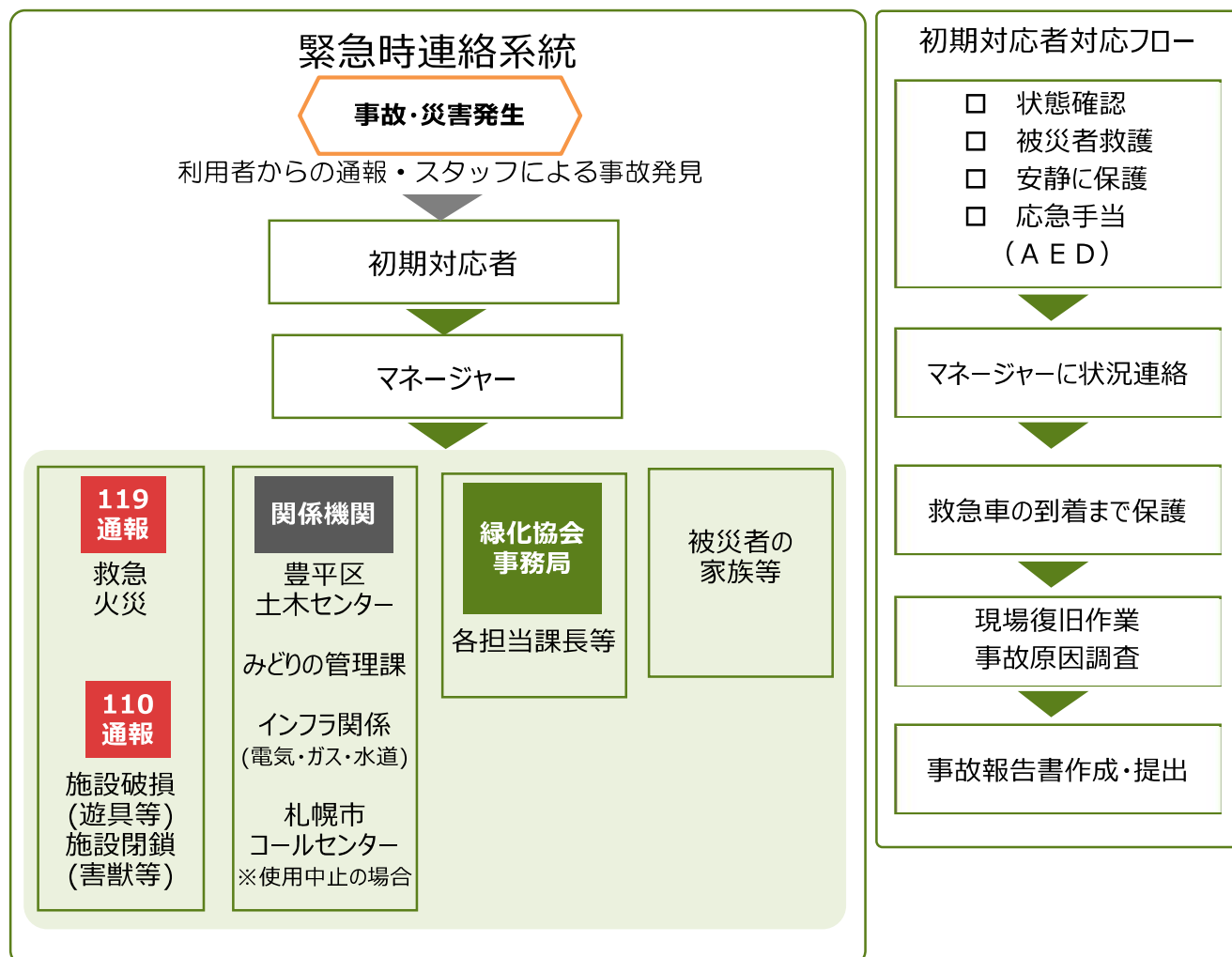
現在、当協会のスタッフが保有する、公園・施設管理運営等に関係する主な資格は、次表のとおりです。これらスタッフの資格や知識、技術など、あらゆるノウハウを活用して、管理運営のレベルアップと利用者の満足度を高めます。

主な資格者一覧（緑化協会）						令和7年7月1日現在	
分野	資格名	人	分野	資格名	人		
植物・園地管理	樹木医/樹木医補	2/1	安全・サービス	遊具の日常点検講習	56		
	1級/2級造園施工管理技士	20/16		北海道農業指導士	65		
	1級/2級造園技能士	6/10		毒物劇物取扱責任者（一般/農業）	2/1		
	1級/2級園芸装飾技能士	2/2		特殊索道技術管理者	4		
	公園管理運営士	45		食品衛生責任者	24		
	スーパーグリーンアドバイザー/グリーンアドバイザー	1/7		サービス接遇実務検定準1級	1		
	北海道フラワーマスター	2		サービス接遇実務検定2級/3級	19/69		
	ハンギングバスケットマスター	2		全身性障害者移動介助従事者養成研修課程	3		
	花育アドバイザー	2		サービス介助士/準サービス介助士	2/1		
	メディカルハーブコーディネーター	1	労働・衛生	第一種/第二種衛生管理者	8/1		
	園芸療法リーダー2級	1		職長・安全衛生責任者教育/安全衛生推進者	11/17		
	緑の安全管理士	1		ワーク・ライフ・バランス推進員	1		
	家庭菜園検定2級	1		メンタルヘルスマネジメント検定Ⅱ種	5		
	土壌医検定3級	3		危険予知訓練トレーナー研修	1		
	芝草管理技術者2級/3級	2/16		社会保険労務士	1		
	1級/2級土木施工管理技士	6/2		潜水士	3		
危険物・消防	建築物環境衛生管理技術者	4	救急救命	応急手当普及員/応急手当普及推進員	5/3		
	甲種防火管理者/防災管理者	32/13		上級/普通救命講習・普通応急手当講習	2/93		
	消防設備士甲種4類	1		防災士	2		
	危険物取扱者乙種4類	26		プロジェクトワイルド	13		
	2級ボイラー技士/ボイラー取扱技能	3/3		グローイングアップワイルド	3		
資源循環	破碎・リサイクル施設技術管理士	1	自然・生態系	自然再生士	6		
	特別管理産業廃棄物管理責任者	2		2級ビオトープ計画管理士/施工管理士	3/7		
作業機械・工具等	XII 払機取扱作業安全衛生教育	67		自然観察指導員	1		
	チェーンソーによる伐木等特別教育	59		生物分類技能検定3級	1		
	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	39		安全運転管理者/副安全運転管理者	1/4		
	ロープ高所作業特別教育	4		大型特殊第一種運転免許	16		
	振動工具取扱作業安全衛生教育	18		大型第一種/第二種運転免許	1/1		
	丸鋸等取扱作業従事者教育	13		車両系建設機械（整地等）運転技能講習	23		
	アーク溶接技能/ガス溶接技能	16/9		車両系建設機械（新解体）技能講習	3		
	動力駆動巻上機特別教育	3	車両系	小型車両系建設機械（整地等）運転特別教育	34		
	自由研削用砥石取替運転作業特別講習	16		フォークリフト運転技能講習/特別教育	12/9		
	木材加工用機械作業主任者技能講習	7		小型移動式クレーン運転技能講習/特別教育	24/3		
学術	学芸員	6		ローラー（締固め）の運転の業務に係る特別教育	11		
	博士（農学）/（環境科学）	1/1		高所作業車運転技能講習/特別教育	28/2		
スポーツ	公認上級スポーツ施設管理士	14		玉掛技能講習	26		
	公認スポーツ施設運営士	3		テールゲートリフター特別教育	29		
	日本陸上競技連盟公認審判員	2	電気	第一種/第二種電気工事士	2/5		
	パークゴルフアドバイザー	3		1級電気工事施工管理技士	1		
	プール施設管理士・衛生管理者	3/10		低圧電気取扱業務特別教育	11		
				特別高圧/高圧電気取扱業務特別教育	1/3		

※人数欄にスラッシュ「/」のある資格：資格名欄〇〇/**の2つを併記、人数欄に〇〇の人数/**の人数を併記
例）樹木医 / 樹木医補 | 1/1 の場合、樹木医1人 / 樹木医補1人

緊急時の連絡系統

当公園で緊急事態が発生したときは、被災者の救護、被害の拡大防止、復旧等を図るため、次の対応フローに基づき、迅速かつ的確に対応します。



2) 従事者の確保、配置計画

スタッフ配置に関する基本的考え方

当公園の管理運営に当たり、市民サービスの向上と一層の事業効率化を図るため、次の4つの観点からスタッフを配置します。

- ① 公園管理や植物管理に関する専門的な知識・技術を有するスタッフの配置。
- ② コンプライアンスに対する高い意識と接遇能力を有するスタッフの配置。
- ③ 季節と業務量を踏まえた弾力的な配置。
- ④ 質の高い業務を安定的に遂行するため、勤務成績が優秀な契約職員やパートスタッフの継続雇用・配置。

西岡公園・西岡中央公園 スタッフ配置表			
職 名	実務経験年数・資格・要件	雇用形態	人数
マネージャー (統括管理責任者)	公園管理経験16年以上 公園管理運営士 1級造園施工管理技士 2級造園技能士 2級ビオトープ管理士(施工/計画) 自然再生士 公認上級体育施設管理士	正規職員	1名
サブマネージャー① (統括管理責任者代理) ボランティアコーディネーター兼務	公園管理経験5年以上 公認スポーツ施設運営士 北海道農業指導士 サービス接遇検定		1名
サブマネージャー② (統括管理責任者代理) ボランティアコーディネーター兼務	2級ビオトープ管理士(計画) 企画運営経験者 サービス業経験者	正規職員 以外	1名
管理事務所受付スタッフ 4月～10月	サービス業経験者		1名
公園維持管理スタッフ①	公園管理実務経験		1名
公園維持管理スタッフ②③ 4月～11月	公園管理実務経験		2名

西岡公園・西岡中央公園 指揮・支援等スタッフ配置表				
職 名	実務経験年数・資格・要件	雇用形態	時給換算額	人数
担当課長 (緑化協会事務局勤務)	公園管理経験20年以上 公園管理運営士、農薬指導士	正規職員	—	1 名
事務局スタッフ 事業課・総務課・経理課	公園管理運営経験	正規職員 正規職員以外	—	13 名
みどりの価値向上 プロジェクトチーム	当協会内専門技術有資格者等 公園管理運営実務経験	正規職員 正規職員以外	—	最大約 50 名

また、自主事業開催時や緊急事態発生時には、次のとおりサポートスタッフを配置するほか、必要に応じて委託業者等を配置し、適切な体制をとります。

【イベント・プログラムの開催時等の支援体制】

- ① 緑化協会事務局スタッフ 13 名
- ② みどりの価値向上プロジェクトスタッフ 最大50 名

【緊急事態発生時の支援体制（災害・事故等の規模により適宜配置）】

- ① 当協会事務局スタッフ、当協会他公園管理スタッフ
- ② 委託業者

【保守・保安体制】

- ① トイレ保守委託業者
- ② 機械警備委託業者等